

議案第125号

## 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市  
条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、  
高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第  
4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。